

新型コロナウイルス感染症の対応について

<立川市新型コロナウイルス感染症対策本部 開催状況 令和2年9月30日以降>

回	開催日時	決定・報告・検討事項
38	9月30日(水) 午後2時～	<ul style="list-style-type: none">● 本市における11月末までの公共施設等の利用制限について 国からの「11月末までの催物の開催制限等について」及び東京都からの「9月19日以降における催物の開催制限等について」の発出を参考に、本市において感染症対策の徹底を基本とした、11月末までの公共施設等の利用制限についての考え方を決定しました。(別紙)

令和2年9月30日

新型コロナウイルス感染症対策情報について

令和2年9月30日（水）（午後2時～）に、第38回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、下記のように決定いたしました。

記

【決定事項】

○ 本市における11月末までの公共施設等の利用制限について

国からの「11月末までの催物の開催制限等について」及び東京都からの「9月19日以降における催物の開催制限等について」の発出を参考に、本市において感染症対策の徹底を基本とした、11月末までの公共施設等の利用制限についての考え方を決定しました。（別紙）

本市における11月末までの公共施設等の利用制限について

1. 制限を修正する根拠

令和2年9月11日付、「内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長」名で各都道府県知事等に「11月末までの催物の開催制限等について」が発出された。(通知の概要については、別紙「参考資料1」参照)

東京都もこれを受けて令和2年9月17日付で、各区市町村長に対し、「9月19日以降における催物の開催制限等について」を発出し、9月19日以降(11月末まで)の期間、国が発出した通知と同様の取り扱いをすることを決定したうえで、各区市町村の協力を求めている。

2. 本市の公共施設における収容率の考え方

本市の公共施設における収容率については、原則として国・都が発出した通知を参考にし、以下のように整理する。

公共施設の利用に関しては、感染拡大防止の観点から、原則として11月末までの期間においてこれまでの定員の50%を収容率の上限とする考え方を継続するが、国が発出した事務連絡「11月末までの催物の開催制限等について」(別紙「参考資料2」)に示される条件を満たした場合に限り、主催者と施設管理者が事前に協議をしたうえで、定員の100%以内の収容率を適用できることとする。

なお、この考え方については原則、令和2年10月1日より適用することとするが、適用にあたって周知期間等が必要である場合は、施設ごとに適用を開始する時期をホームページ上で明示するものとする。

当面11月末までのイベント開催制限の考え方について (概要)

- 感染防止対策と経済社会活動の両立のため、新たな日常の構築を図る。徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を日常化していく。
- イベントの収容要件及び人数上限については、イベントでの感染状況やシミュレーション等で得られた知見（適切な換気の下、マスクをして声を出さなければ、観客同士の感染リスクは低い。入退場やトイレ等の三密回避が重要等）を踏まえ、感染防止対策と目安のあり方について見直しを行う。
- 得られた知見等を踏まえた業種別ガイドラインの見直しを前提に、必要な感染防止策が担保される場合（別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」）には緩和することとし、当面11月末まで、以下の取扱いとす方針とする。
- ① 収容要件については、感染リスクの少ないイベント（クラシック音楽コンサート等）については**100%以内**に緩和する。その他のイベント（ロックコンサート、スポーツイベント等）については**50%以内**（※）とする。
- ② 人数上限については、5,000人を超え、収容人数の**50%までを可**とする。
- 今後、一週間程度の周知・準備期間を考慮し、**9月19日より施行**する。
- 地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断により厳しい制限を課すことも可能である。また、大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの様態等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断する。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が難しい場合、回避可能な人数に制限する。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- 12月以降のあり方については、感染状況、イベントの実施状況等を踏まえ、改めて検討を行う。

（※）異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

時期	収容率	人数上限
現在	屋内	5,000人
	屋外	5,000人

時期	収容率	人数上限
当面11月末まで	屋内	① 収容人数10,000人超 ⇒ 収容人数の50% ② 収容人数10,000人以下 ⇒ 5,000人
	屋外	① 収容人数10,000人超 ⇒ 収容人数の50% ② 収容人数10,000人以下 ⇒ 5,000人

大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの

- クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等

大声での歓声・声援等が想定されるもの

- ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公演、技、公演、ライブハウス、チャイロクラブでのイベント

→ 詳細は次頁参照

50%（※）以内

（席がない場合は適切な間隔）

→ 詳細は次頁参照

50%（※）以内

（席がない場合は十分な間隔）

（注）収容率と人数上限どちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）

収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について

- 以下の措置のいずれもがイベント主催者及び施設管理者の双方において「業種別ガイドライン」により担保され、かつ、感染防止の取組が公表されている場合に、新たな目安（収容率及び人数上限の緩和）を適用することとし、それ以外の場合は、従来の目安を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断。

イベント開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するための措置

- ・ **消毒の徹底**（感染リスクの拡散防止）
- ・ **マスク着用の担保**（感染リスクの拡散防止）
マスクを持参していない者がいた場合は**主催者側でマスクを配布し、着用率100%を担保**
- ・ 参加者及び出演者の制限（感染リスクの拡散防止）
有症状者の出演・入場を確実に防止する措置の徹底（**検温の実施**、有症状の出演者は出演・練習を控えること、主催者が払い戻しの措置等を規定しておくこと等）
- ・ 参加者の把握（感染リスクの拡散防止）
事前予約時又は入場時に**連絡先を確実に把握**することや、**接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービス**のダウンロード促進等の**具体的措置**を講じること（例：アプリのQRコードを入口に掲示すること等）
- ・ 大声を出さないことの担保（大声の抑止）
大声を出す者がいた場合、**個別に注意、対応等ができるよう体制を整備**（人員を配置する等）
スポーツイベント等では、**ラップ等の鳴り物を禁止し、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備**
- ・ 密集の回避（イベントの入退場や休憩時間における三密の抑止）
入退場列や休憩時間の密集を回避する措置（人員の配置、導線の確保等）や**十分な換気**
休憩時間中及びイベント前後の食事等での感染防止
入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、目安の人数上限等を下回る制限の実施
- ・ 演者・観客間の接触・飛沫感染リスクの排除
演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせること
- ・ **催物前後の行動管理**（交通機関、イベント後の打ち上げ等における三密の抑止）
公共交通機関・飲食店等での密集を回避するために、**交通機関・飲食店等の分散利用を注意喚起、可能な限り、予約システム等の活用により分散利用を促進**

※催物等におけるクラスターの発生があった場合、都道府県は、目安及びガイドラインの遵守状況その他の実態を把握するとともに、主催者に感染防止対策の徹底、催物等の無観客化、中止又は延期等の協力を求める。

[立川市教育委員会](#)

[ホーム](#) > [健康・福祉](#) > [健康・医療](#) > [感染症・医療関連情報](#) > [感染症に関する情報](#) > [新型コロナウイルス感染症に関する情報](#) > [子どもに関する情報](#) (学校・学童保育所・保育園など) > [本市小中学校](#) > 立川市立小学校における新型コロナウイルス感染症患者の発生について (令和2年9月28日)

更新日：2020年9月28日

立川市立小学校における新型コロナウイルス感染症患者の発生について (令和2年9月28日)

市立小学校において、新型コロナウイルス感染症患者が次のとおり発生しました。

市としては、患者・ご家族、また学校関係者の人権を守るため、市民の皆さまにおかれましては、不当な差別や偏見につながるような行為は、誠に慎んでいただくとともに、個人情報の保護に特段のご理解とご配慮をお願い申し上げます。

1. 感染症患者

市立小学校の児童 1名

2. 感染確定日

令和2年9月28日 (月曜日)

3. 公衆衛生上の対策

当該児童は、9月23日 (水曜日) より欠席していることから、校内消毒の必要がなく、また、濃厚接触者もいないため、臨時休業は必要ないとの保健所の指示があり、これに基づき休校は行いません。

お問い合わせ

教育委員会事務局 教育部指導課

電話番号：042-528-4339

ファックス：042-528-1204

教育総務課 (市役所2階) 所在地：190-8666 東京都立川市泉町1156-9 電話：042-522-6996 ファックス：042-528-1204

[立川市教育委員会](#)

[ホーム](#) > [健康・福祉](#) > [健康・医療](#) > [感染症・医療関連情報](#) > [感染症に関する情報](#) > [新型コロナウイルス感染症に関する情報](#) > [子どもに関する情報](#) (学校・学童保育所・保育園など) > [本市小中学校](#) > 立川市立小学校における新型コロナウイルス感染症患者の発生について (令和2年10月5日)

更新日：2020年10月5日

立川市立小学校における新型コロナウイルス感染症患者の発生について (令和2年10月5日)

市立小学校において、新型コロナウイルス感染症患者が次のとおり発生しました。

市としては、患者・ご家族、また学校関係者の人権を守るため、市民の皆さまにおかれましては、不当な差別や偏見につながるような行為は、厳に慎んでいただくとともに、個人情報の保護に特段のご理解とご配慮をお願い申し上げます。

1. 感染症患者

市立小学校の児童 1名

2. 感染確定日

令和2年10月5日 (月曜日)

3. 公衆衛生上の対策

- 当該校は、令和2年10月6日 (火曜日) から令和2年10月9日 (金曜日) まで臨時休業の予定です。状況に応じて、短縮・延長する場合がありますので、ご了承ください。
- 臨時休業期間中は、保健所が接触者のPCR検査を実施いたします。

お問い合わせ

教育委員会事務局 教育部指導課

電話番号：042-528-4339

ファックス：042-528-1204

教育総務課 (市役所2階) 所在地：190-8666 東京都立川市泉町1156-9 電話：042-522-6996 ファックス：042-528-1204